**○特許庁告示第十一号**

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十九条の二及び第三十九条の四の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条の十第一号の規定に基づき公示する。

平成二十七年四月一日

特許庁長官　伊藤　仁

| 登録番号 | 登録年月日 | 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 | 登録を受けた者が先行技術調査業務を行う事業所の名称及び所在地 | 登録を受けた者が先行技術調査業務を行う区分の名称 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 第六号 | 平成二十七年四月一日 | 一般財団法人　工業所有権協力センター<br>東京都江東区木場一丁目2番15号<br>理事長　鈴木　隆史 | 一般財団法人　工業所有権協力センター<br>本部<br>東京都江東区木場一丁目2番15号深川ギャザリアウエスト3棟<br>熊谷オフィス<br>埼玉県熊谷市筑波一丁目26番1号サンハイツ大和第二ビル | 一　先行技術調査（計測）<br>時計・計測一般、測長・測量、距離測定、電気の測定等<br>二　先行技術調査（ナノ物理）<br>電子管、表示制御、可変情報表示装置、焼付・現像・投影、半導体露光、原子力等<br>三　先行技術調査（材料分析）<br>機械分析、化学分析、物理分析、医療診断機器等<br>四　先行技術調査（応用光学）<br>電子写真（材料）、マーキング、写真、フォトレジスト、光学素子（レンズ、プリズム、フィルター等）、光学機器（望遠鏡、顕微鏡、眼鏡等）、カメラ、EL（エレクトロルミネセンス）技術等<br>五　先行技術調査（光デバイス）<br>光ファイバー、レーザー、発光素子、受光素子、光ビームの制御、液晶等<br>六　先行技術調査（事務機器）<br>電子写真（工程・制御）、印刷、プリンター等<br>七　先行技術調査（自然資源）<br>耕転・移植、収穫・脱穀・穀粒の処理、畜産・水産、木材加工・栽培、水工、基礎工、掘削、陸路、トンネル等<br>八　先行技術調査（アミューズメント）<br>パチンコ・スロットマシン、運動・遊具、ゲーム・玩具、事務用品、教習具、時刻表・ラベル・広告等<br>九　先行技術調査（住環境）<br>建築構造・部材、建築物等の仕上げ、特定目的建築物（駐車場等）、施工、建具、家具、錠、サニタリー等<br>十　先行技術調査（自動制御）<br>制御・警報、電気自動車、ナビゲーション、交通制御、電動機・発電機、電動機・発電機の制御、電路（交直変換の調整）、電流・電圧の調整）等 | 三十八　先行技術調査（画像処理）<br>CG、CAD、画像認識、ファクシミリ等<br>三十九　先行技術調査（情報記録）<br>磁気ディスク、磁気テープ、磁気ディスク（光磁気）、光ディスク、磁気ヘッド、記録・再生装置、記録・再生のための信号処理、索引・編集等 | |